

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

○ 福島県議会議員及び福島県知事の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例	一
○ 福島県旅券法に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	一
○ 福島県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行条例の一部を改正する条例	二
○ 障がいのある人もない人も共に暮らしやすい福島県づくり条例	二
○ 福島県手話言語条例	五
○ 福島県地域医療再生臨時特例基金条例の一部を改正する条例	六
○ 福島県がん対策の推進に関する条例の一部を改正する条例	六
○ 福島県信用保証協会の中小企業者等に対する求償権に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例	六
○ 福島ロケットテストフィールド条例の一部を改正する条例	七
○ 福島県農地法に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	七
○ 福島県租税特別措置法第七十条の四の規定に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	一〇
○ 福島県森林整備加速化及び林業再生基金条例を廃止する条例	一〇
○ 福島県公有地の拡大の推進に関する法律に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	一〇
○ 福島県都市計画法施行条例の一部を改正する条例	二〇
○ 福島県建築基準法施行条例の一部を改正する条例	二二

## 条 例

福島県議会議員及び福島県知事の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例、福島県旅券法に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例、福島県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行条例の一部を改正する条例、障がいのある人もない人も共に暮らしやすい福島県づくり条例、福島県手話言語条例、福島県地域医療再生臨時特例基金条例の一部を改正する条例、福島県がん対策の推進に関する条例の一部を改正する条例、福島県信用保証協会の中小企業者等に対する求償権に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例、福島ロケットテストフィールド条例の一部を改正する条例、福島県農地法に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例、福島県租税特別措置法第七十条の四の規定に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例、福島県森林整備加速化及び林業再生基金条例を廃止する条例、福島県公有地の拡大の推進に関する法律に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例、福島県都市計画法施行条例の一部を改正する条例及び福島県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十二月二十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

### 福島県条例第八十一号

#### 福島県議会議員及び福島県知事の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例

福島県議会議員及び福島県知事の選挙における選挙運動の公営に関する条例（平成六年福島県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第百四十二条第一項第三号」の下に「及び第四号」を加える。

第六条中「（福島県知事の選挙における候補者に限る。第八条において同じ。）を削り、「第百四十二条第一項第三号」の下に「又は第四号」を、「当該下欄に定める枚数」の下に「福島県議会議員の選挙の一部無効による再選挙の場合にあつては、同令第百三十二条の五第一項の表の下欄に掲げる再選挙の行われる区域の区分に応じ同表法第百四十二条第一項第四号のピラの数の項の当該下欄に定める枚数」を加える。

#### 附 則

1 この条例は、平成三十一年三月一日から施行する。

2 改正後の福島県議会議員及び福島県知事の選挙における選挙運動の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

（市町村行政課）

### 福島県条例第八十二号

#### 福島県旅券法に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

福島県旅券法に係る事務処理の特例に関する条例（平成二十八年福島県条例第九十二

号)の一部を次のように改正する。  
第二条中「」で、須賀川市を「」であって、別表に掲げる市町村」に、「同市が」を「当該市町村がそれぞれ」に改める。  
附則の次に次の別表を加える。

別表(第二条関係)

須賀川市 鏡石町 天栄村 石川町 玉川村 平田村 浅川町 古殿町

附 則

この条例は、平成三十一年六月一日から施行する。

(国際課旅券室)

福島県条例第八十三号

福島県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行条例の一部を改正する条例

福島県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行条例(平成十一年福島県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

別表第二中「川俣町」を「川俣町 鏡石町」に、「中島村 棚倉町」を「中島村」に改める。

別表第三中「大玉村 鏡石町」を「大玉村」に、「矢吹町」を「矢吹町 棚倉町」に改める。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

(自然保護課)

福島県条例第八十四号

福島県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例

福島県生活環境の保全等に関する条例(平成八年福島県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第七十一条の表中「第七条」を「第七条第一項」に、「有する診療所」を「有するもの」に改め、「特別養護老人ホーム」の下に「、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。

第九十三条の表中「第七条」を「第七条第一項」に、「有する診療所」を「有するもの」に改め、「特別養護老人ホーム」の下に「、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第七十一条の表の改正規則

定(「第七条」を「第七条第一項」に、「有する診療所」を「有するもの」に改める部分に限る。)及び第九十三条の表の改正規定(「第七条」を「第七条第一項」に、「有する診療所」を「有するもの」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。  
(水・大気環境課)

福島県条例第八十五号

障がいのある人もない人も共に暮らしやすい福島県づくり条例

目次

前文

第一章 総則(第一条―第五条)

第二章 共生社会の実現に向けた施策(第六条―第十三条)

第三章 障がいを理由とする差別の解消の推進に関する施策(第十四条―第十八条)

第四章 福島県障がい者差別解消調整委員会(第十九条―第二十二条)

第五章 雑則(第二十三条―第二十六条)

附則

全ての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会を実現することは、私たち全ての願いである。

しかしながら、今なお、障がいや障がいのある人に対する誤解や偏見、物理的な障壁といった様々な社会的障壁が存在しており、障がいのある人の社会参加や自立が妨げられるなど、障がいのある人やその家族が暮らしにくさを感じている状況がある。

こうした中で発生した東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)は、県内に甚大な被害をもたらし、多くの県民が県内外への避難を余儀なくされるなど、本県は新たな課題を抱えることとなった。

このような状況において、県民一人一人が障がいを理由とする差別を身近な問題として捉えるとともに、障がいや障がいのある人に対する理解を深め、一体となつて障がいを理由とする差別の解消に向けた取組をなお一層進めていくことで、全ての県民が夢や希望を持ち、安心して暮らせる福島県としていく必要がある。

ここに私たちは、障害者の権利に関する条約、障害者基本法及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、障がいのある人もない人も互いを理解し、尊重し、支え合い、共に暮らしやすい社会の実現を目指して、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、障がい及び障がいのある人への県民の理解を深め、障がいを理由とする差別の解消の推進に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、全ての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会(以下「共生社会」という。)の実現に寄与することを目的とする。

**(定義)**

**第二条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障がいのある人 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であつて、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障がいのある人が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 三 障がいによる理由とする差別 障がいのある人に対し、障がいを理由として、不当な差別的取扱いをすること又は社会的障壁の除去の実施について、それに伴う負担が過重でない場合に、必要かつ合理的な配慮をしないことをいう。
- 四 合理的な配慮 障がいのある人がその意思の表明を行うことが困難である場合にあってはその家族等）の求めに応じて障がいのある人が障がいのない人と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むために必要かつ適切な措置を行うことをいう。ただし、社会通念上その実施に伴う負担が過重になるものを除く。

**(基本理念)**

**第三条** 第一条に規定する共生社会の実現は、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- 一 全ての県民は、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること。
  - 二 障がいを理由とする差別の多くが障がいのある人に対する理解の不足から生じていること及び誰もが障がいを有することとなる可能性があることを踏まえ、全ての県民が、障がい及び障がいのある人に対する理解を深める必要があること。
  - 三 全ての障がいのある人は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
  - 四 全ての障がいのある人は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
  - 五 全ての障がいのある人は、言語（手話を含む。以下同じ。）、点字、音訳等の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会が拡大が図られること。
- (県の責務)**
- 第四条** 県は、前条に規定する基本理念のつとめ、障がい及び障がいのある人に対する理解を深め、共生社会の実現に向けた施策及び障がいを理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。
- 2 県は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、市町村と連携するとともに、市町村に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。
- (県民及び事業者の役割)**

**第五章**

**第五条** 県民及び事業者は、障がい及び障がいのある人に対する理解を深めるとともに、共生社会の実現に向けた施策及び障がいを理由とする差別の解消の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

**第二章 共生社会の実現に向けた施策****(啓発活動の推進)**

**第六条** 県は、県民が障がいを理由とする差別の解消の重要性について認識し、障がい及び障がいのある人に対する理解を深めることができるよう、必要な啓発活動を行うものとする。

**(教育の推進)**

**第七条** 県は、学校、家庭、地域社会等において、幼児期から障がい及び障がいのある人に対する正しい知識を持つための教育が行われるよう努めるとともに、障がいのある幼児、児童及び生徒並びに障がいのない幼児、児童及び生徒が地域で共に学ぶための環境の整備を積極的に推進するものとする。

**(交流機会の拡大)**

**第八条** 県は、障がいのある人及び障がいのない人の交流を積極的に促進し、相互理解を推進するものとする。

**(社会参加の促進)**

**第九条** 県は、障がいのある人の文化芸術活動、スポーツ、レクリエーションその他の社会参加を促進するため、機会の確保その他必要な施策を講ずるものとする。

**(就労の促進)**

**第十条** 県は、障がいのある人の職業選択の自由を尊重しつつ、障がいのある人がその能力に適合する職業に従事することができるようにするため、障がいのある人の多様な就労の機会の確保に必要な施策を講ずるものとする。

**(意思疎通手段の確保)**

**第十一条** 県は、障がいのある人の言語及びその障がいの特性に応じた意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会が拡大されるよう、障がいのある人の意思疎通を支援する者の養成その他必要な施策を講ずるものとする。

**(理解の促進)**

**第十二条** 県は、県民、事業者又はこれらの者が組織する民間の団体が自発的に行う障がい及び障がいのある人について理解を深める活動を促進するため、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

**(災害時の対応)**

**第十三条** 県は、災害その他非常の事態において、障がいのある人が、その障がいの特性に応じた必要な支援を受けることができるよう、市町村その他の関係機関と連携し、必要な措置を講ずるものとする。

**第三章 障がいを理由とする差別の解消の推進に関する施策****(不当な差別的取扱いの禁止)**

**第十四条** 何人も、障がいのある人に対して、障がいを理由として、不当な差別的取扱

いをするにより、障がいのある人の権利利益を侵害してはならない。

#### (社会的障壁の除去のための合理的な配慮)

**第十五条** 県は、その事務又は事業を行うに当たり、障がいのある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明(障がいのある人の家族その他の関係者が当該障がいのある人を補佐して行う意思の表明を含む。次項において同じ。)があった場合においては、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がいのある人の性別、年齢及び障がいのある人の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

**2** 事業者は、その事業を行うに当たり、障がいのある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合においては、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がいのある人の性別、年齢及び障がいのある人の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするよう努めなければならない。

#### (相談)

**第十六条** 障がいのある人及びその家族その他関係者は、県に対し、障がいを理由とする差別に関する相談をすることができる。

**2** 県は、相談があったときは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 相談者に対して、必要な助言及び情報提供を行うこと。
- 二 相談者と相談内容に関係する者との必要な調整を行うこと。
- 三 関係行政機関への必要な通告、通報その他通知を行うこと。

**3** 県は、相談に係る業務を行わせるため、専門的知識及び技能を有する者を相談員として置くことができる。

(助言又はあつせんの申立て)

**第十七条** 障がいのある人は、自己に対して、事業者が不当な差別的取扱いをした事案(以下「対象事案」という。)について、相談によってもなお問題が解決しないと認めるときは、知事に対し、助言又はあつせんの申立てをすることができる。

**2** 前項の場合において、当該障がいのある人の権利利益を保護するために必要があると認めるときは、当該障がいのある人の家族その他関係者は、同項の申立てをすることができ、ただし、当該申立てをすることが当該障がいのある人の意に反することが明らかであると認められるときは、この限りでない。

#### (事実の調査)

**第十八条** 知事は、前条の規定による申立てがあったときは、当該申立てに係る事実の調査を行うものとする。

**2** 知事は、必要があると認めるときは、相談員に前項の調査の全部又は一部を行わせることができる。

**3** 対象事案の当事者その他の関係者は、正当な理由がある場合を除き、前二項の調査に協力しなければならない。

**4** 第一項の調査を行う職員又は第二項の調査を行う相談員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

## 第四章 福島県障がい者差別解消調整委員会

### (設置)

**第十九条** 知事の附属機関として、福島県障がい者差別解消調整委員会(以下「調整委員会」という。)を置く。

**2** 調整委員会は、この条例の規定により定められた事項について助言又はあつせんを行う。

### (組織)

**第二十条** 調整委員会は、委員二十人以内で組織する。

**2** 調整委員会の委員(以下「委員」という。)は、学識経験を有する者、障がい者及びその家族等で構成される団体を代表する者、障がい者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者、事業者を代表する者、関係行政機関の職員その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。

**3** 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

**4** 委員は、再任されることができる。

**5** 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

### (助言又はあつせん)

**第二十一条** 知事は、第十八条第一項の調査を行ったときは、調整委員会に対し、当該調査の結果を通知するとともに、助言又はあつせんを行うよう求めるものとする。

**2** 調整委員会は、前項の規定による求めがあったときは、助言若しくはあつせんの必要がないと認めるとき、又は対象事案がその性質上助言若しくはあつせんを行うことが適当でないとして認めるときを除き、助言又はあつせんを行うものとする。

**3** 調整委員会は、助言又はあつせんのために必要があると認めるときは、対象事案の当事者その他の関係者に対して、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。

**4** 調整委員会は、助言若しくはあつせんを行わないこととしたとき、あつせんが終了したとき、又はあつせんを打ち切ったときは、その旨を知事に報告するものとする。

### (委任)

**第二十二条** この章に定めるもののほか、調整委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

### 第五章 雑則

#### (勧告)

**第二十三条** 調整委員会は、対象事案の当事者が、正当な理由がなく、あつせん案を受諾しないとき、又は受諾したあつせんに従わないときは、知事に対し、当該当事者に必要な措置を講ずべきことを勧告するよう求めることができる。

**2** 知事は、前項の規定による求めがあった場合において、必要があると認めるときは、同項の勧告をすることができる。

#### (公表)

**第二十四条** 知事は、前条第二項の勧告を行った場合において、当該勧告を受けた者が

正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。  
2 知事は、公表しようとするときは、当該公表に係る者に対し、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、意見を述べた機会を与えなければならない。

#### (財政上の措置)

**第二十五条** 県は、障がい及び障がいのある人に対する理解を深め、共生社会の実現に向けた施策及び障がい理由とする差別の解消の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### (委任)

**第二十六条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

##### (検討)

2 知事は、この条例の施行後三年を目途として、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、この条例の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（障がい福祉課）

#### 福島県条例第八十六号

##### 福島県手話言語条例

手話は、物の名前や概念等を手指の動きや表情等により視覚的に表現する、音声言語とは異なる独自の体系を持つ言語であり、ろう者が日常生活を営むために必要不可欠な言語である。

我が国において、手話は、ろう者の間で思考と意思疎通の手段として用いられ、心豊かな日常生活を営むために明治時代から大切に受け継がれ、発展してきたものである。

しかしながら、ろう学校での読話と発声訓練を中心とする口話法の導入により、手話の自由な使用が制約された時代もあり、平成十八年の国際連合における障害者の権利に関する条約の採択まで、長年にわたり、手話は言語として認められてこなかった。

その後、我が国においても、平成二十三年に障害者基本法が改正され、手話が言語であることが明記されたが、いまだ手話に対する理解が深まるとは言い難い状況であり、手話を広く普及し、手話に対する県民一人一人の理解を深めていく必要がある。

そこで、手話は言語であるとの認識の下、手話の普及を推進することによって、ろう者とうる者以外の者が互いを理解し、尊重し合いながら共生する社会を実現するため、この条例を制定する。

#### (目的)

**第一条** この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及等に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民、ろう者及び事業者の役割を明らかにするとともに、

手話の普及等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、県民の手話及びろう者に対する理解の促進を図り、もつてろう者及びろう者以外の者が共生することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

#### (定義)

**第二条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 ろう者 聴覚障がい者のうち、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。

二 手話の普及等 手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備をいう。

#### (基本理念)

**第三条** 手話の普及等は、手話が独自の体系を有する言語であつて、ろう者が知的に豊かな日常生活又は社会生活を営むために大切に受け継いできた文化的遺産であるとの認識の下に行う。

2 手話の普及等は、ろう者の意思疎通を行う権利を尊重し、ろう者とうる者以外の者が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することを基本に行われなければならない。

#### (県の責務)

**第四条** 県は、前条に規定する基本理念のつとめ、ろう者が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの除去について必要かつ合理的な配慮（障がいのある人もない人も共に暮らしやすい福島県づくり条例（平成三十年福島県条例第八十五号）第二条第四号に規定する合理的な配慮をいう。以下同じ。）を行うとともに、手話の普及等に必要な施策を推進するものとする。

2 県は、ろう者及び手話通訳者その他の手話を使うことができる者（以下「手話通訳者等」という。）の協力を得て、基本理念に対する県民の理解を深めるために必要な施策を推進するものとする。

3 県は、基本理念に対する県民の理解の促進及び手話の普及等に当たっては、市町村と連携し、及び協力するものとする。

#### (県民の役割)

**第五条** 県民は、手話に対する理解を深めるとともに、手話の普及等に関する施策に協力するよう努めるものとする。

#### (ろう者の役割)

**第六条** ろう者は、手話の普及等に関する施策に協力するとともに、手話の普及に努めるものとする。

#### (事業者の役割)

**第七条** 事業者は、ろう者に対しサービスを提供するとき、又はろう者を雇用するとき、手話の使用に関し合理的な配慮を行うよう努めるものとする。

#### (計画の策定及び推進)

**第八条** 県は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第十一条第二項の規定に

に基づき策定した福島県障がい者計画において、手話の普及等に必要な施策を定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

(手話を学ぶ機会の確保)

**第九条** 県は、市町村その他の関係機関、ろう者及び手話通訳者等と連携し、県民が手話を学ぶ機会の確保を行うものとする。

(学校における手話の普及)

**第十条** 聴覚障がいのある幼児、児童又は生徒(以下「聴覚障がい児」という。)が通学する学校の設置者は、この条例の趣旨にのっとり、聴覚障がい児が手話を学び、かつ、手話により学ぶことができるよう、教職員の手話に関する技術を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、聴覚障がい児及びその保護者に対し、手話に関する学習の機会の提供並びに教育に関する相談及び支援に努めるものとする。

(手話通訳者等の養成等)

**第十一条** 県は、市町村その他の関係機関と連携し、手話通訳者等の養成及び確保並びに手話通訳者等の手話に関する技術の向上を図るものとする。

(手話通訳者の派遣体制の整備等)

**第十二条** 県は、市町村その他の関係機関と連携し、ろう者が手話通訳者の派遣等による意思疎通支援を受けられる体制の整備を図るものとする。

(手話を用いた情報発信)

**第十三条** 県は、ろう者が県政に関する情報を円滑に取得することができるよう手話を用いた情報発信を推進するものとする。

(財政上の措置)

**第十四条** 県は、手話の普及等に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

(障がい福祉課)

**福島県条例第八十七号**  
**福島県地域医療再生臨時特例基金条例の一部を改正する条例**

福島県地域医療再生臨時特例基金条例(平成二十一年福島県条例第六号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十年十二月三十一日」を「平成三十一年十二月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(地域医療課)

**福島県条例第八十八号**  
**福島県がん対策の推進に関する条例の一部を改正する条例**

福島県がん対策の推進に関する条例(平成二十六年福島県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

(福島県がん対策推進審議会)

**第十九条** 知事の附属機関として、福島県がん対策推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、がん登録等の推進に関する法律(平成二十五年法律第一百一十一号)の規定により定められた事項を審議するほか、知事の諮問に応じ、がん対策の推進に関する事項を調査審議する。

(審議会の組織)

**第二十条** 審議会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、医師、歯科医師、薬剤師、保健医療福祉関係者、がん患者、個人情報保護に関する学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委任)

**第二十一条** 前二条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成三十一年一月一日から施行する。

(地域医療課)

**福島県条例第八十九号**  
**福島県信用保証協会の中小企業者等に対する求償権に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例**

福島県信用保証協会の中小企業者等に対する求償権に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例(平成二十四年福島県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号中「第百二十八条第一項」を「第百三十五条第一項」に、「第百二十七条第二項」を「第百三十四条第二項」に改め、同項第二号中「第百三十三条第一号」を「第百四十条第一号」に改め、同項第四号中「第五十一条第一項」を「第四十九条第一項」に改め、同項第六号中「第百三十三条第二号」を「第百四十条第二号」に、「第百二十七条第二項第一号ロ」を「第百三十四条第二項第一号ロ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(経営金融課)

福島県条例第九十号

福島ロボットテストフィールド条例の一部を改正する条例

(福島ロボットテストフィールド条例の一部改正)

第一条 福島ロボットテストフィールド条例(平成三十年福島県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

別表一の1の表通信塔の部の次に次のように加える。

ヘリポート			
午前	午後	夜間	超過時間(二時間につき)
六、二〇〇円	六、二〇〇円	七、五〇〇円	二、一〇〇円

第二条 福島ロボットテストフィールド条例の一部を次のように改正する。

別表一の1の表研究棟の部の次に次のように加える。

滑走路				
一時間につき	午前	午後	夜間	超過時間(二時間につき)
六、〇〇〇円	二、三、九〇〇円	二、三、九〇〇円	二、八、七〇〇円	七、八〇〇円

第三条 福島ロボットテストフィールド条例の一部を次のように改正する。

別表二の表通信塔附属設備(規則で定めるもの。)の項の前に次のように加える。

研究棟附属設備(規則で定めるもの。)	規則で定める使用単位	一四、一九〇円の範囲内で規則で定める額
--------------------	------------	---------------------

第四条 福島ロボットテストフィールド条例の一部を次のように改正する。

別表一の1の表試験準備棟の部の次に次のように加える。

簡易計測室A	
午前	六、一〇〇円

簡易計測室B

午後	夜間	超過時間(二時間につき)	午前	午後	夜間	超過時間(二時間につき)
六、一〇〇円	七、三〇〇円	二、〇〇〇円	六、九〇〇円	六、九〇〇円	八、二〇〇円	二、三〇〇円

第五条 福島ロボットテストフィールド条例の一部を次のように改正する。

別表一の1の表試験用プラントの部の次に次のように加える。

瓦礫・土砂崩落 フィールド									
瓦礫			土砂・倒木			瓦礫・土砂崩落 フィールド			
午後	夜間	超過時間(二時間につき)	午前	午後	夜間	超過時間(二時間につき)	午前	午後	夜間
三、六〇〇円	三、〇〇〇円	一、二〇〇円	三、六〇〇円	三、六〇〇円	四、三〇〇円	六、八〇〇円	二、〇、七〇〇円	二、〇、七〇〇円	二、四、八〇〇円

庫 滑走路附属格納	計測室															
		周回路				泥濘地 <small>ねづみ</small>			土砂傾斜			陥没・亀裂				
		午前	午後	夜間	超過時間（二時間につき）	午前	午後	夜間	超過時間（二時間につき）	午前	午後	夜間	超過時間（二時間につき）	午前	午後	夜間
六、四〇〇円	五、一〇〇円	六、二〇〇円	一、七〇〇円	五、一〇〇円	三、七〇〇円	四、四〇〇円	三、七〇〇円	四、五〇〇円	一三、八〇〇円	一六、五〇〇円	一三、八〇〇円	一、三〇〇円	四、七〇〇円	三、九〇〇円	三、九〇〇円	一、〇〇〇円

**第六条** 福島ロボットテストフィールド条例の一部を次のように改正する。  
別表一の1の表滑走路の部に次に次のように加える。

行場 緩衝ネット付飛	合 全面利用の場合																
		格納庫（半面利用の場合）				格納庫			簡易整備室								
		夜間	午後	午前	超過時間（二時間につき）	夜間	午後	午前	超過時間（二時間につき）	夜間	午後	午前	超過時間（二時間につき）	夜間	午後	超過時間（二時間につき）	
六六、七〇〇円	五五、六〇〇円	五五、六〇〇円	三、四〇〇円	一一、六〇〇円	一〇、五〇〇円	一〇、五〇〇円	六、〇〇〇円	二二、二〇〇円	一八、五〇〇円	一八、五〇〇円	二、一〇〇円	七、七〇〇円	六、四〇〇円	六、四〇〇円	二、一〇〇円	七、六〇〇円	六、四〇〇円

**第七条** 福島ロボットテストフィールド条例の一部を次のように改正する。  
別表一の1の表通信塔の部に次に次のように加える。

市街地フィールド			
市街地フィールド			
午前	午後	夜間	超過時間（二時間につき）
三〇、五〇〇円	三〇、五〇〇円	三六、五〇〇円	九、九〇〇円

**第九条** 福島ロボットテストフィールド条例の一部を次のように改正する。  
別表一の1の表試験用プラントの部の次に次のように加える。

連続稼働耐久試験棟			
午前	午後	夜間	超過時間（二時間につき）
一三、一〇〇円	一三、一〇〇円	一五、七〇〇円	四、三〇〇円

**第八条** 福島ロボットテストフィールド条例の一部を次のように改正する。  
別表一の1の表ヘリポートの部の次に次のように加える。

三分の一利用の場合				半面利用の場合			
午前	午後	夜間	超過時間（二時間につき）	午前	午後	夜間	超過時間（二時間につき）
二〇、二〇〇円	二〇、二〇〇円	二四、二〇〇円	六、六〇〇円	二〇、二〇〇円	二〇、二〇〇円	二四、九〇〇円	二九、一〇〇円
二〇、二〇〇円	二〇、二〇〇円	二四、二〇〇円	六、六〇〇円	二九、一〇〇円	二九、一〇〇円	三四、九〇〇円	一八、一〇〇円

道路			ガレージ	住宅D	住宅C	住宅B			住宅A			ビルB	ビルA					
夜間	午後	午前	全日	全日	全日	超過時間（二時間につき）	夜間	午後	午前	超過時間（二時間につき）	夜間	午後	午前	全日	超過時間（二時間につき）	夜間	午後	午前
一八、九〇〇円	一五、八〇〇円	一五、八〇〇円	五、七〇〇円	七、二〇〇円	七、八〇〇円	二、〇〇〇円	七、二〇〇円	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円	一、九〇〇円	七、〇〇〇円	五、八〇〇円	五、八〇〇円	九、九〇〇円	三、一〇〇円	一一、四〇〇円	九、五〇〇円	九、五〇〇円

				瓦礫	
超過時間（二時間につき）	午前	午後	夜間	超過時間（二時間につき）	
	三、五〇〇円	三、五〇〇円	四、二〇〇円		
					五、二〇〇円
					一、二〇〇円

この条例は、規則で定める日から施行する。

（産業創出課ロボット産業推進室）

**福島県条例第九一号**

**福島県農地法に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例**

福島県農地法に係る事務処理の特例に関する条例（平成二十一年福島県条例第八号）の一部を次のように改正する。

- 別表第一中「白河市」を「白河市 須賀川市 相馬市」に改める。
- 別表第二中「相馬市 伊達市」を「伊達市」に改める。
- 別表第四中「泉崎村」を「西郷村 泉崎村 矢吹町」に改める。

**附 則**

- この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。
- この条例の施行の際福島県農地法に係る事務処理の特例に関する条例第一条各号及び第四条各号に掲げる事務に係る農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号。以下「法」という。）のそれぞれの規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法のそれぞれの規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては須賀川市、相馬市、西郷村又は矢吹町（以下「須賀川市等」という。）の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法の適用については、須賀川市等の長がした処分又は須賀川市等の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

（農業担い手課）

**福島県条例第九二号**

**福島県租税特別措置法第七十条の四の規定に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例**

福島県租税特別措置法第七十条の四の規定に係る事務処理の特例に関する条例（平成二十二年福島県条例第七十五号）の一部を次のように改正する。

- 別表第一中「白河市」を「白河市 須賀川市 相馬市」に改める。
- 別表第二中「相馬市 伊達市」を「伊達市」に改める。
- 別表第四中「泉崎村」を「西郷村 泉崎村 矢吹町」に改める。

**附 則**

- この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。
- この条例の施行の際福島県租税特別措置法第七十条の四の規定に係る事務処理の特例に関する条例本則に規定する事務に係る租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）の規定により知事がした通知で現にその効力を有するもので、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後においては須賀川市、相馬市、西郷村又は矢吹町（以下「須賀川市等」という。）の長が通知することとなるものは、施行日以後における租税特別措置法の適用については、須賀川市等の長がした通知とみなす。

（農業担い手課）

**福島県条例第九三号**

**福島県森林整備加速化及び林業再生基金条例を廃止する条例**

福島県森林整備加速化及び林業再生基金条例（平成二十一年福島県条例第七十七号）は、廃止する。

**附 則**

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

（森林計画課）

**福島県条例第九四号**

**福島県公有地の拡大の推進に関する法律に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例**

福島県公有地の拡大の推進に関する法律に係る事務処理の特例に関する条例（平成二十一年福島県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

- 別表中「大玉村」を「大玉村 鏡石町」に、「会津坂下町」を「会津坂下町 西郷村」に改める。

**附 則**

- この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。
- この条例の施行の際福島県公有地の拡大の推進に関する法律に係る事務処理の特例に関する条例本則各号に掲げる事務に係る公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号。以下「法」という。）のそれぞれの規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法のそれぞれの規定により知事に対してなされた届出その他の行為で、施行日以後においては鏡石町又は西郷村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法の適用については、鏡石町若しくは西郷村の長がした処分その他の行為又は鏡石町若しくは西郷村の長に対してなされた届出その他の行為とみなす。

## 福島県条例第九五号

## 福島県都市計画法施行条例の一部を改正する条例

福島県都市計画法施行条例（平成十一年福島県条例第七十六号）の一部を次のように改正する。

第十條中「二本松市」の下に、「田村市」を加える。

## 附 則

- 1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際福島県都市計画法施行条例第十條各号に掲げる事務に係る法令（以下「法令」という。）のそれぞれの規定により知事若しくは地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第五百五十三條第一項の規定により知事の権限の委任を受けた者（以下「知事等」という。）がした処分その他の行為又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令のそれぞれの規定により知事等に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては、田村市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令の適用については、田村市長がした処分その他の行為又は田村市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

（都市計画課）

## 福島県条例第九六号

## 福島県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

福島県建築基準法施行条例（昭和二十六年福島県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

附則第二項各号中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（建築指導課）

（土木総務課用地室）